

デジタル化促進補助金 申請書類提出時のチェックリスト（令和5年度版）

申請書類

- 交付申請書・事業計画書 様式2
- グループの概要（グループ申請の場合） 様式2-1
- 事業実施におけるスケジュール 様式3
- 経費明細書 様式4 → 市内中小IT企業が発行する見積書（原本）（様式4の元となる）
人材育成関連費の場合は研修を実施する会社や個人が発行するものもOK
- 市内中小IT企業者概要 様式5
- 企業・団体概要 様式6

- 申請書類一式を記録した電子データ＜電子データ提出対象書類は下記＞
様式2（印影は不要）／様式2-1（グループ申請の場合）／
様式3（図などを記載している別紙も含む）／様式4／様式5／様式6
- 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明） → 発行後3ヶ月以内か？
- 申請者の会社定款、パンフレット（会社案内）など事業状況がわかるもの
- 申請者の決算書 → 直近の年度か？
- 申請者の「法人市民税」、「法人町民税」または「法人村民税」の納税証明 → 発行後3ヶ月以内か？
- 市内中小IT企業者の登記事項証明書（履歴事項全部証明） → 発行後3ヶ月以内か？
- 市内中小IT企業者の「法人市民税」の納税証明 → 発行後3ヶ月以内か？

内容

- 申請書に、申請者の公印が捺されているか？
- 申請者は、中小企業に該当するか？ [資本金と従業員数から判断]
- 申請者の本社は、さっぽろ連携中枢都市圏に有るか？
（さっぽろ連携中枢都市圏：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）
- 申請者は、1年間以上、本社のある市町村内で事業を営んでいるか？
- 申請者は、IT企業には分類されないか？ [IT産業を営んでいる企業ではない事]
- 申請額は、補助対象経費の総額の1/2以内か？
- 申請額は、消費税抜きで300万円以内か？
- 提案は、他社に転売するものではなく、申請者が自ら活用するもの、或いは自ら顧客や利用者に対してサービスを提供するものであるか？
- 提案内容は、社会常識上及び倫理上好ましくない事業ではないか？
- 計上している補助対象経費の内容は、提案している目的に、全てが関係しているか？
- 補助対象経費は、令和5年9月1日～令和6年2月29日までの期間の分だけか？（令和5年9月1日より前や、令和5年2月29日より先のものが含まれていないこと）
- IT機器やソフトウェアや人材育成に関係しないものが、補助対象経費として計上されていないか？
認められないもの：人件費、コンサルティング料、デザイン費、事務用品、不動産、車両の購入、建築工事、謝金（人材育成関連費のみOK）、旅費、特許料、印刷製本費、保守費、システム・ホームページ・Webサイト等の運用費など
- 事業費及び設備備品費に関する見積書は札幌市内に本社のある実在する中小IT企業が発行したものか？
IT企業名：「」
認められないもの：札幌市外に本社のあるIT企業、大手の家電量販店、東京にある国内総代理店、リース会社など
- 人材育成関連費に関する見積書は、実在する企業及び個人が発行したものか？
- 見積書の宛先は、申請者になっているか？
- 見積書には、発注先であるIT企業や会社や個人の押印がされているか？

- 見積書には、個数や単価、期間などの費用が、個々にブレイクダウンして書かれているか？
悪い書き方の例：「×××システム 一式 ××万円」「人材育成研修 一式 ××万円」しか記載せず、実際に導入する機材の台数や個数、受講する研修の具体的内容や、利用期間、単価などの内訳・明細が不明なもの
- 見積書の有効期限は、事業開始日以降までであるか？ 採択決定後（御社が実際に購入する時期まで）も、その見積書は有効か？

グループ申請の場合

- グループ申請の場合は、グループ内企業[身内]からの調達がないか？
- グループを構成している、全ての企業の概要書が添付されているか？
- グループの設立目的・趣旨は明確か？
- グループの代表者は明確か？
- グループの経理体制は明確か？